

議案第209号

土地の処分について

次のとおり、土地を売り払う。

- 1 位 置 大阪市大正区鶴町3丁目1番9
- 2 面 積 23,850.57平方メートル
- 3 契約の相手方 大阪市港区港晴5丁目8番4号
三興倉庫株式会社
- 4 契 約 金 額 944,482,572円

令和3年11月26日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

本市所有地を売り払うため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例 (抄)

(議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下法という。)第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。